

教育庁関連情報一覧（令和2年10月1日～令和2年10月31日）

特別史跡多賀城南門等復元工事の立柱式が行われました。

（担当課：文化財課）

令和6年の多賀城創建1300年に向け、多賀城市及び県教育委員会では、多賀城政庁から外郭南門までの区域を、重点的に整備しているところです。今回の南門復元工事のような本格的な整備は、特別史跡多賀城内では初めてとなります。

【概要】

- 日時 令和2年10月8日（木）
10:00～11:00
- 場所 特別史跡多賀城南門等復元工事特設会場（宮城県多賀城市市川字田屋場内）

1



東日本大震災みやぎ子ども育英基金への寄附の贈呈式が行われました。

（担当課：総務課）

東北防水改修工事協同組合様から、震災で被災した子供たちへの支援として御寄附をいただき、その目録の贈呈式が行われました。

【概要】

- 日時 令和2年10月29日（木）
13:30～13:45
- 場所 宮城県行政庁舎16階 教育委員室
- 相手方 東北防水改修工事協同組合 理事長 田村 哲朗 様
理事 直江 貴 様 相川 浩一 様
事務局 鈴木 弘 様 鈴木 淳士 様

2



令和3年度

宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考

宮城県立支援学校高等学園入学者選考

入学者選考方針

入学者選考要項

入学者選考事務要領

入学者募集要項

宮城県立特別支援学校(高等部設置校)一覧

宮城県教育委員会



正誤表

「令和3年度 宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者選考 宮城県立支援学校高等学園入学者選考」において、下記のとおり誤記がありましたので訂正いたします。

◆ P 1 5 フロー図 日程

(誤)「12/17(木)～1/6(水)午後4時まで」

↓

(正)「12/17(木)～1/5(火)午後4時まで」

(誤)「1/6(水)締切り後速やかに」

↓

(正)「1/5(火)締切り後速やかに」

◆ P 1 6 フロー図 日程

(誤)「(知的障害)12月17日(木)～1月6日(水)」

↓

(正)「(知的障害)12月17日(木)～1月5日(火)」

◆ P 1 6 第4 各種様式一覧(本文ページ, 様式ページ欄のページ表示の欠落)

事項	本文ページ	様式		書類名	報告者又は送付者	経由等	最終報告先又は送付先
		番号	ページ				
第一次募集	出願手続	3,9	願書	17	入学願書	志願者	出身学校長 特別支援学校長 高等学園校長
	//	3,9	願書	17	受検票	特別支援学校長 高等学園校長	出身学校長 志願者
	追検による選考申請	6,11	第7号-1 又は3	23,25	追検による選考申請書	出身学校長 志願者(専攻科のみ)	特別支援学校長 高等学園校長
	追検による選考許可	6,11	第7号-2 又は4	24,26	追検による選考受験許可証	特別支援学校長 高等学園校長	出身学校長 志願者
	出願者の報告	13	第5号	21	令和3年度特別支援学校高等部・専攻科 /高等学園出願者報告書	特別支援学校長 高等学園校長	教育長
	選考結果の報告	13	第6号	22	令和3年度特別支援学校高等部・専攻科 /高等学園選考結果報告書	特別支援学校長 高等学園校長	教育長
県外からの出願	出願承認	4,10	第1号	18	県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科/高等学園出願承認願	志願者	出身学校長 特別支援学校長 高等学園校長
	//	4,10			住所に関する証明書 転勤、在勤等を証明する書類	志願者	出身学校長 特別支援学校長 高等学園校長
	//	5,10	第2号	19	県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科/高等学園出願承認書	特別支援学校長 高等学園校長	出身学校長 志願者
	出願手続	4,10	願書	17	入学願書	志願者	出身学校長 特別支援学校長 高等学園校長
	//	5,10	第2号	19	県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科/高等学園出願承認書(志願先の特別支援学校長・高等学園校長の承認済のもの)	志願者	出身学校長 特別支援学校長 高等学園校長
その他の様式等	受検上の配慮	7,12	第8号-1	27	受検上の配慮申請書	出身学校長	特別支援学校長 高等学園校長
	//	7,12	第8号-2	28	受検上の配慮通知	特別支援学校長 高等学園校長	出身学校長
	出願の取消	5,10	第3号	20	宮城県立特別支援学校高等部・専攻科/高等学園出願取消し届	志願者	出身学校長 特別支援学校長 高等学園校長
	入学の辞退	7,12	第4号	20	入学辞退届	志願者	特別支援学校長 高等学園校長

◆ P 2 6 様式第7号-4

(誤)「令和 年 月 日付けで申請のありましたことについて、・・・」

↓

(正)「令和 年 月 日付けで申請のありましたことについて・・・」

◆ P 3 0 西多賀支援学校(知的障害)

(誤)「・・・令和2年3月末までに、中学校・・・」

↓

(正)「・・・令和3年3月末までに、中学校・・・」

目 次

I	令和3年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考方針	1
II	令和3年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考要項	2
	第1 高等部及び専攻科設置校学校名，学科名，修業年限及び募集定員	2
	第2 第一次募集	3
	1 出願資格	3
	2 併願の不可	3
	3 出願手続	3
	4 出願期間	3
	5 県外からの出願	3
	6 出願の取消	5
	7 追検による選考の実施	5
	第3 選考期日及び合格者の発表	6
	第4 第二次募集	6
	1 第二次募集の実施	6
	2 出願資格	7
	3 出願制限	7
	第5 入学の辞退	7
	第6 その他	7
	1 学力検査教科別得点の口頭請求による簡易開示	7
	2 諸検査及び面接等の実施上，配慮を要する者の取扱い	7
III	令和3年度宮城県立支援学校高等学園入学者選考方針	8
IV	令和3年度宮城県立支援学校高等学園入学者選考要項	9
	第1 学校名，学科名，修業年限及び募集定員	9
	第2 第一次募集	9
	1 出願資格	9
	2 併願の不可	9
	3 出願手続	9
	4 出願期間	9
	5 県外からの出願	10
	6 出願の取消	10
	7 追検による選考の実施	11
	8 選考期日及び合格者の発表	11
	第3 第二次募集	12

1	第二次募集の実施	-----	1 2
2	出願資格	-----	1 2
3	出願制限	-----	1 2
第4	入学の辞退	-----	1 2
第5	その他	-----	1 2
1	共通学力検査教科別得点の口頭請求による簡易開示	-----	1 2
2	共通学力検査及び諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い	-----	1 2
V	令和3年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考及び支援学校高等学園入学者 選考事務要領	-----	1 3
第1	出願に伴う事務	-----	1 3
第2	選考に関する事務	-----	1 3
第3	入学者選考に係るフロー図（概要）	-----	1 4
第4	各種様式一覧	-----	1 6
第5	各種様式（様式，様式第1号～様式第8号）	-----	1 7
VI	令和3年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園入学者募集要項		2 9
VII	宮城県立特別支援学校（高等部設置校）一覧	-----	3 2

I 令和3年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考方針

県立特別支援学校の高等部及び専攻科に係る入学者の選考は、特別支援学校の教育の目的の実現及び児童生徒の健全育成と適切な教育支援を期し、厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 入学希望者が各特別支援学校高等部又は専攻科の教育を受けることが適切かどうかについて、中学校長、義務教育学校長、中等教育学校長、高等学校長及び特別支援学校長（以下「出身学校長」という）から提出される調査書及び各学校で実施する諸検査等の結果に基づいて、総合的に判断する。
- (2) 入学者の選考にあたっては、厳正を期するために特別支援学校ごとに選考委員会を設置するものとする。

2 第一次募集

- (1) 全ての特別支援学校は、各障害に応じて第一次募集を実施する。入学者の選考にあたって県立特別支援学校長（以下「特別支援学校長」という）は、調査書、各学校で実施する諸検査及び面接等の結果並びに各学校の施設・設備の状況等を考慮し判断する。
- (2) 諸検査及び面接等
 - イ 諸検査及び面接等の実施期日は、宮城県教育委員会が定める。
 - ロ 諸検査及び面接等の内容及び実施方法は、各特別支援学校において適切に定める。
 - ハ 諸検査及び面接等の内容及び実施方法は、障害の状態、発達段階、特性等に十分配慮する。

3 追検による選考

全ての特別支援学校は、第一次募集選考日当日に、やむを得ない事由により受検できなかった者を対象に、追検による選考を実施する。この場合、諸検査及び面接等並びに選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。この場合、諸検査及び面接等並びに選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。

Ⅱ 令和3年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考要項

第1 高等部及び専攻科設置学校名，学科名，修業年限及び募集定員

1 高等部

学 校 名	学 科	修業年限	募集定員
視 覚 支 援 学 校	普 通 科	3	11
	保 健 理 療 科	3	8
聴 覚 支 援 学 校	産 業 工 芸 科	3	8
	機 械 シ ス テ ム 科	3	8
	被 服 科	3	8
	理 容 科	3	8
船 岡 支 援 学 校	普 通 科	3	23
西 多 賀 支 援 学 校(病弱)	普 通 科	3	17
山 元 支 援 学 校(病弱)	普 通 科	3	3
光 明 支 援 学 校	普 通 科	3	31
石 巻 支 援 学 校	普 通 科	3	27
気 仙 沼 支 援 学 校	普 通 科	3	19
名 取 支 援 学 校	普 通 科	3	27
角 田 支 援 学 校	普 通 科	3	22
迫 支 援 学 校	普 通 科	3	19
金 成 支 援 学 校	普 通 科	3	19
古 川 支 援 学 校	普 通 科	3	19
西 多 賀 支 援 学 校(知的)	普 通 科	3	3
山 元 支 援 学 校(知的)	普 通 科	3	27
利 府 支 援 学 校	普 通 科	3	17
小 松 島 支 援 学 校	普 通 科	3	22

2 専攻科

学 校 名	学 科	修業年限	募集定員
視 覚 支 援 学 校	理 療 科	3	8
	保 健 理 療 科	3	8
聴 覚 支 援 学 校	産 業 工 芸 科	2	8
	機 械 シ ス テ ム 科	2	8
	被 服 科	2	8
	理 容 科	2	8

第2 第一次募集

1 出願資格

県立特別支援学校の高等部及び専攻科に出願できる資格を有する者は、令和3年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園入学者募集要項に定めるところによる。

2 併願の不可

出願できる県立特別支援学校高等部及び専攻科は一つの学校に限るものとする。また、支援学校高等学園との併願は認めない。

なお、知的障害以外の県立特別支援学校高等部へ出願した場合及び出願した県立特別支援学校高等部に合格した場合は、公立高等学校への併願は認めない。

3 出願手続

- (1) 出願に必要な書類は、志願先の特別支援学校長が交付する。
- (2) 志願者は、出願に必要な書類を志願先の特別支援学校長に請求する。
- (3) 志願者は、入学願書及び特別支援学校長が指定した書類を、出身学校長に提出し、出身学校長は志願先の特別支援学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒1通(志願先の特別支援学校長が指定する大きさの封筒に簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの)と併せて、志願先の特別支援学校長に送付すること。

- (4) 出願書類を受理した特別支援学校長は、出願者の出身学校長に対して、出願者の受検番号を付した受検票を送付する。出願者は、出身学校長から受検票を受け取る。
- (5) 出願に係る手数料は、徴収しない。
- (6) 志願先の特別支援学校等において受理した書類(受検票送付用封筒、切手等を含む。)は、出願の取消等があっても返還しない。

4 出願期間

- (1) 出願期間は、令和3年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者募集要項に定めるところによる。
- (2) 受付時間は、土曜日、日曜日及び令和2年12月29日から翌年1月3日までの日を除く、午前9時から午後4時までとする。ただし、視覚支援学校、聴覚支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校(病弱)及び山元支援学校(病弱)の受付最終日は、午前11時までとする。

5 県外からの出願

- (1) 出願資格と出願承認の申請
 - イ 高等部

他の都道府県に住所を有する者で、他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和3年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了又は令和3年3月修了見込みの者

上記に該当し、やむを得ない理由（下記）により本県の特別支援学校高等部に入学を志願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認願等の書類を志願先の特別支援学校長に提出し、承認を得なければならない。

ロ 専攻科

他の都道府県に住所を有する者で、他の都道府県の高등학교、特別支援学校高等部を卒業した者若しくは令和3年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了若しくは令和3年3月修了見込みの者

上記に該当し、やむを得ない理由（下記）により本県の特別支援学校専攻科に入学を志願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認願等の書類を志願先の特別支援学校長に提出し、承認を得なければならない。

※ 前記の出願資格において審査が困難な場合は、特別支援学校長はあらかじめ県教育委員会と協議を行うものとする。

「やむを得ない理由」

1 住所の異動によるもの

- (1) 保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を異動せざるを得ない場合
- (2) その他、特別な家庭の事情によって住所を異動せざるを得ない場合

承認にあたっては、異動の事由を客観的に証明する次のいずれかの書類が提出されている者に限り、それらを資料として判断することとし、提出されない場合は承認しない。

イ 住所に関する証明書

社宅等の入居証明書、家屋の賃貸契約書、持家の登記簿謄本、建築確認通知書の写し等のいずれか

ロ 転勤、在勤等を証明する書類

2 その他

本県の特別支援学校に就学することが、やむを得ないと認められる合理的事由がある場合

(2) 提出書類と出願承認手続

イ 出願承認のための提出書類は、次のとおりとする。

(イ) 県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（様式第1号）

(ロ) 本県の特別支援学校高等部又は専攻科に入学を志願する理由を証明する書類

ロ 出願承認手続きの受付期間は、視覚支援学校、聴覚支援学校、船岡支援学校、西多賀支援

学校（病弱）及び山元支援学校（病弱）にあつては、令和2年11月16日（月）から令和3年2月12日（金）までとする。また、知的障害の特別支援学校にあつては、令和2年11月16日（月）から令和2年12月11日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）とする。なお、出願承認手続きは、遅滞なく行うこと。

ハ 特別支援学校長は、特別支援学校高等部又は専攻科に県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（様式第1号）を申請した者について審査の上、その理由がやむを得ないと認めるときは、出願者の出身学校長に対して、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第2号）を交付する。

ニ 特別支援学校高等部又は専攻科について出願の承認を受けた者は、出願に際して、特別支援学校長から交付された県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第2号）を出願書類に添え、出身学校長を経て志願する特別支援学校長に提出する。

6 出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消し届（様式第3号）により出身学校長を経て、速やかに出願先の特別支援学校長に届け出るとともに、受検票を返還する。

7 追検による選考の実施

(1) 第一次募集選考日当日に各学校で実施する諸検査及び面接等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。

(2) 追検による選考は、選考日当日に諸検査及び面接等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

イ インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者

ロ その他やむを得ない事由のある者

(3) 選考日当日において、諸検査または面接等のうち一つでも受検した場合には、出願先の特別支援学校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断することとする。

(4) 追検による選考における諸検査及び面接等は、選考日に準じて実施する。

(5) 実施上の手続きは以下のとおりとする。

イ やむを得ない事由により諸検査及び面接等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡をする。

ロ 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認められた場合には、選考日当日の午後4時まで、出願先の特別支援学校長へ電話等で連絡する。

なお、専攻科の受検生で過年度卒業等により出身学校長を経て連絡することが難しいやむを得ない事由がある者は、受検生本人が直接選考日当日の午後4時まで、出願先の特別支援学校長へ電話等で連絡する。

ハ 当該出身学校長は、視覚支援学校、聴覚支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校（病

弱)及び山元支援学校(病弱)の受検にあつては、令和3年3月8日(月)午後5時までに、知的障害の特別支援学校の受検にあつては、令和3年1月18日(月)午後5時までに、追検による選考申請書(様式第7号-1)に証明書類等を添付し、出願先の特別支援学校長へ持参または郵送する。

なお、前項口で示したやむを得ない事由がある専攻科の受検生は、令和3年3月8日(月)午後5時までに、追検による選考申請書(様式第7号-3)に証明書類等を添付し、出願先の特別支援学校長へ持参または郵送する。

ニ 申請書及び証明書類等(以下「申請書類」という)を受理した出願先の特別支援学校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長及び前項口で示したやむを得ない事由がある専攻科の受検生宛てに追検による選考受検許可証(様式第7号-2又は4)を送付する。

ホ 追検による選考を認められた受検生は追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証を受付で提示し受検する。

ハ 追検による選考に係る書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずFAX等で送付し、その後、速やかに持参または郵送することとする。

第3 選考期日及び合格者の発表

各特別支援学校では、下記の期日に選考及び発表を行う。

学 校	選 考 日	発 表 日
視覚支援学校の高等部・専攻科 聴覚支援学校の高等部・専攻科 船岡支援学校の高等部 西多賀支援学校の高等部(病弱) 山元支援学校の高等部(病弱)	令和3年3月4日(木) ※追検による選考を実施 する場合 令和3年3月10日(水)	令和3年3月16日(火)
各特別支援学校(知的障害)の 高等部	令和3年1月14日(木) ※追検による選考を実施 する場合 令和3年1月20日(水)	令和3年1月25日(月)

合格者の発表は、合格発表日の午後3時に学校ごと受検番号によって行う。

なお、結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、結果通知用封筒1通(出願先の特別支援学校長が指定する大きさの封筒、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの)を出願先の特別支援学校長に送付すること。

第4 第二次募集

1 第二次募集の実施

(1) 合格者数が募集定員に満たない学科について、第二次募集を行う。

- (2) 第二次募集を行う学校の出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

2 出願資格

第二次募集に出願できる者は、令和3年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園入学者募集要項に定めるところによる者のうち、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本県の県立特別支援学校の高等部・専攻科の第一次募集を受検し合格していない者又は本県の県立支援学校高等学園の第一次募集を受検し合格していない者
- (2) 本県の県立特別支援学校の高等部・専攻科の第一次募集又は本県の県立支援学校高等学園の第一次募集に出願したが、病気や不慮の事故等で受検できなかった者
- (3) 県外からの出願承認期間以降に、やむを得ない事由により県外から一家転住してきた者で、県外の特別支援学校への入学意思がないことを確認できる者

3 出願制限

- (1) 出願できる県立特別支援学校の高等部・専攻科は、第二次募集を実施する県立特別支援学校の高等部・専攻科の一つに限る。
- (2) 本県の県立特別支援学校の高等部・専攻科及び支援学校高等学園の第一次募集による合格者は、第二次募集に出願できない。

第5 入学の辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式第4号）により出身学校長を経て出願先の特別支援学校長に届け出る。

第6 その他

1 学力検査教科別得点の口頭請求による簡易開示

学力検査教科別得点の口頭請求による簡易開示について、希望する受検生等は、受検した特別支援学校に直接申し出ること。なお、開示期間は、合格発表日の翌日から1か月間とする。

2 諸検査及び面接等の実施上、配慮を要する者の扱い

- (1) 出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者の諸検査及び面接等については、事前に出願する特別支援学校長と電話等で連絡・調整の上、出願期間前のできるだけ早い時期に、特別支援学校長に受検上の配慮申請書（様式第8号-1）により申請する。
- (2) 受検上の配慮申請書（様式第8号-1）を受理した特別支援学校長においては、宮城県教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該出身学校長に受検上の配慮通知（様式第8号-2）により通知する。

Ⅲ 令和3年度宮城県立支援学校高等学園入学者選考方針

県立支援学校高等学園（以下「高等学園」という）に係る入学者の選考は、高等学園の教育の目的の実現及び生徒の健全育成と適切な教育支援を期し、厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各高等学園は、入学希望者が高等学園の教育を受けることが適切かどうかについて、中学校長、義務教育学校長、中等教育学校長及び特別支援学校長（以下「出身学校長」という）から提出される調査書、共通学力検査及び各高等学園で実施する諸検査等の結果に基づいて総合的に判断する。
- (2) 入学者の選考にあたっては、厳正を期するために高等学園ごとに選考委員会を設置するものとする。

2 第一次募集

- (1) 全ての高等学園は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。入学者の選考に当たって、県立支援学校高等学園校長（以下「高等学園校長」という）は、原則として、調査書、共通学力検査の結果及び各高等学園で実施する諸検査等の結果により選考するものとする。
- (2) 共通学力検査
 - イ 共通学力検査の実施期日は、諸検査等と同日に行うこととし、宮城県教育委員会が定める。
 - ロ 共通学力検査の実施教科は、国語及び数学とする。
 - ハ 共通学力検査の内容は、小学校学習指導要領の内容及び特別支援学校中学部学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な内容を重視するとともに、生徒の多様な能力や適性等を把握する観点に基づく問題となるよう配慮するものとし、宮城県教育委員会が定める。
- (3) 諸検査等
 - イ 諸検査等の実施期日は、共通学力検査と同日に行うこととし、宮城県教育委員会が定める。
 - ロ 諸検査等の内容及び実施方法は、各高等学園において適切に定める。
 - ハ 諸検査等の内容及び実施方法は、障害の状態、発達段階、特性等に十分配慮する。

3 追検による選考

全ての高等学園は、第一次募集選考日当日に、やむを得ない事由により受検できなかった者を対象に、追検による選考を実施する。この場合、共通学力検査及び諸検査等並びに選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。この場合、共通学力検査及び諸検査等並びに選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。

Ⅳ 令和3年度宮城県立支援学校高等学園入学者選考要項

第1 学校名，学科名，修業年限及び募集定員

学 校 名	学 科	修業年限	募集定員
岩 沼 高 等 学 園	産 業 技 術 科	3	40
岩 沼 高 等 学 園 川 崎 キ ャ ン パ ス	産 業 技 術 科	3	8
小 牛 田 高 等 学 園	普 通 科	3	24
女 川 高 等 学 園	産 業 技 術 科	3	24

第2 第一次募集

1 出願資格

高等学園に出願できる資格を有する者は，令和3年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園入学者募集要項に定めるところによる。

2 併願の不可

出願できる高等学園は一つの学校に限るものとする。また，公立特別支援学校高等部・専攻科との併願は認めない。

なお，出願した高等学園に合格した場合は，公立高等学校への併願は認めない。

3 出願手続

- (1) 出願に必要な書類は，志願先の高等学園校長が交付する。
- (2) 志願者は，出願に必要な書類を志願先の高等学園校長に請求する。
- (3) 志願者は，入学願書及び高等学園校長が指定した書類を，出身学校長に提出し，出身学校長は志願先の高等学園校長に提出する。

なお，出願書類の提出を郵送により行う場合は，封筒に「入学願書在中」と朱書の上，受検票送付用封筒1通(志願先の高等学園校長が指定する大きさの封筒に簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し，出身学校長名，住所，郵便番号等を明記したもの)と併せて，志願先の高等学園校長に送付すること。

- (4) 出願書類を受理した高等学園校長は，出願者の出身学校長に対して，出願者の受検番号を付した受検票を送付する。出願者は，出身学校長から受検票を受け取る。
- (5) 出願に係る手数料は，徴収しない。
- (6) 志願先の高等学園において受理した書類（受検票送付用封筒，切手等を含む。）は，出願の取消等があっても返還しない。

4 出願期間

- (1) 出願期間は，令和3年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園入学者募集要項に定めるところによる。
- (2) 受付時間は，土曜日，日曜日及び令和2年12月29日から翌年1月3日までの日を除く，午前9時から午後4時までとする。

5 県外からの出願

(1) 出願資格と出願承認の申請

- イ 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのの一部介助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者
 - ロ 他の都道府県に住所を有する者で、他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和3年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和3年3月修了見込みの者
- 上記のイ及びロに該当し、やむを得ない理由（下記）により本県の高等学園に入学を志願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認のための書類を志願先高等学園校長に提出し、承認を得なければならない。

「やむを得ない理由」

1 住所の異動によるもの

- (1) 保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を異動せざるを得ない場合
 - (2) その他、特別な家庭の事情によって住所を異動せざるを得ない場合
- 承認に当たっては、異動の事由を客観的に証明する次のいずれかの書類が提出されている者に限り、それらを資料として判断することとし、提出されない場合は承認しない。

イ 住所に関する証明書

社宅等の入居証明書、家屋の賃貸契約書、持家の登記簿謄本、建築確認通知書の写し等のいずれか

ロ 転勤、在勤等を証明する書類

2 その他

本県の高等学園に就学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合

(2) 提出書類と出願承認手続

- イ 出願承認のための提出書類は、次のとおりとする。
 - (イ) 県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認願（様式第1号）
 - (ロ) 本県の支援学校高等学園に入学を志願する理由を証明する書類
- ロ 出願承認手続の受付期間は、令和2年11月16日（月）から令和2年12月11日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）とする。

なお、出願承認手続は、遅滞なく行うこと。
- ハ 高等学園校長は、県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認願（様式第1号）を申請した者について審査の上、その理由が特にやむを得ないと認めるときは、出願者の出身学校長に対して、県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認書（様式第2号）を交付する。
- ニ 高等学園について出願の承認を受けた者は、出願に際して、高等学園校長から交付された県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認書（様式第2号）を出願書類に添え、出身学校長を経て志願する高等学園校長に提出する。

6 出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立支援学校高等学園出願取消し届（様式第3号）に

より出身学校長を経て、速やかに出願先の高等学園校長に届け出るとともに、受検票を返還する。

7 追検による選考の実施

- (1) 第一次募集選考日当日に各高等学園で実施する共通学力検査及び諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。
- (2) 追検による選考は、第一次募集選考日当日に共通学力検査及び諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。
 - イ インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者
 - ロ その他やむを得ない事由のある者
- (3) 第一次募集選考日当日において、共通学力検査のうち一教科でも受検した場合には、追検による選考を認めない。
- (4) 追検による選考における共通学力検査及び諸検査等は、第一次募集に準じて実施する。
- (5) 実施上の手続は以下のとおりである。
 - イ やむを得ない事由により共通学力検査及び諸検査等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。
 - ロ 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時まで、出願先の高等学園校長へ電話等で連絡する。
 - ハ 当該出身学校長は、令和3年1月18日（月）午後5時まで、追検による選考申請書（様式第7号-1）に証明書類等を添付し、出願先の高等学園校長へ持参または郵送する。
 - ニ 申請書及び証明書類等（以下申請書類という。）を受理した出願先の高等学園校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長宛てに追検による選考受検許可証（様式第7号-2）を送付する。
 - ホ 追検による選考を認められた受検生は、追検による選考当日、受験票及び追検による選考受検許可証（様式7号-2）を受付で提示し受検する。
 - ヘ 追検による選考に係る書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずFAX等で送付し、その後、速やかに持参または郵送することとする。

8 選考期日及び合格者の発表

- (1) 下記の期日に選考を行う。
 - イ 第一次募集における共通学力検査及び諸検査等は、令和3年1月14日（木）に実施する。
 - ロ 追検による選考における共通学力検査及び諸検査等は、令和3年1月20日（水）に実施する。
- (2) 合格者の発表は、令和3年1月25日（月）午後3時に各高等学園において受検番号によって行う。

なお、結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、結果通知用封筒1通（出願先の高等学園校長が指定する大きさの封筒、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの）を出願先の高等学園校長に送付する

こと。

第3 第二次募集

1 第二次募集の実施

- (1) 合格者が募集定員に満たない学科について、第二次募集を行う。
- (2) 第二次募集を行う学校の出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

2 出願資格

第二次募集に出願できる者は、令和3年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園入学者募集要項に定めるところによる者のうち、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本県の県立支援学校高等学園及び県立特別支援学校高等部(知的障害)の第一次募集を受検し合格していない者又は本県の県立支援学校高等学園の第一次募集に出願したが、病気や不慮の事故等で受検できなかった者
- (2) 県外からの出願承認期間以降に、やむを得ない事由により県外から一家転住してきた者で、県外の特別支援学校への入学意思がないことが確認できる者

3 出願制限

- (1) 出願できる高等学園は、第二次募集を実施する高等学園の一つに限る。
- (2) 本県の県立支援学校高等学園及び県立特別支援学校高等部(知的障害)の第一次募集による合格者は、第二次募集に出願できない。

第4 入学の辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式第4号)により出身学校長を経て出願先の高等学園校長に届け出る。

第5 その他

1 共通学力検査教科別得点の口頭請求による簡易開示

共通学力検査教科別得点の口頭請求による簡易開示について、希望する受検生等は、受検した高等学園に直接申し出ること。なお、開示期間は、合格発表日の翌日から1か月間とする。

2 共通学力検査及び諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

- (1) 出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者の共通学力検査及び諸検査等については、事前に志願する高等学園校長と電話等で連絡・調整の上、出願期間前のできるだけ早い時期に、高等学園校長に受検上の配慮申請書(様式第8号-1)により申請する。
- (2) 受検上の配慮申請書(様式第8号-1)を受理した高等学園校長においては、宮城県教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該出身学校長に受検上の配慮通知(様式第8号-2)により通知する。

V 令和3年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考及び支援学校高等学園入学者選考事務要領

第1 出願に伴う事務

1 出願受付について

- (1) 出願書類を受理した特別支援学校校長及び高等学園校長は、受検番号を付した受検票を出身学校長経由で、保護者又は保証人に交付する。
- (2) 県外からの出願者については、出願承認書の添付の有無を確認の上、受理する。
- (3) 特別支援学校校長及び高等学園校長は、出願締切り後、速やかに学科別の出願者名等を令和3年度特別支援学校高等部・専攻科／支援学校高等学園出願者報告書（様式第5号）により教育長に報告する。

第2 選考に関する事務

1 選考について

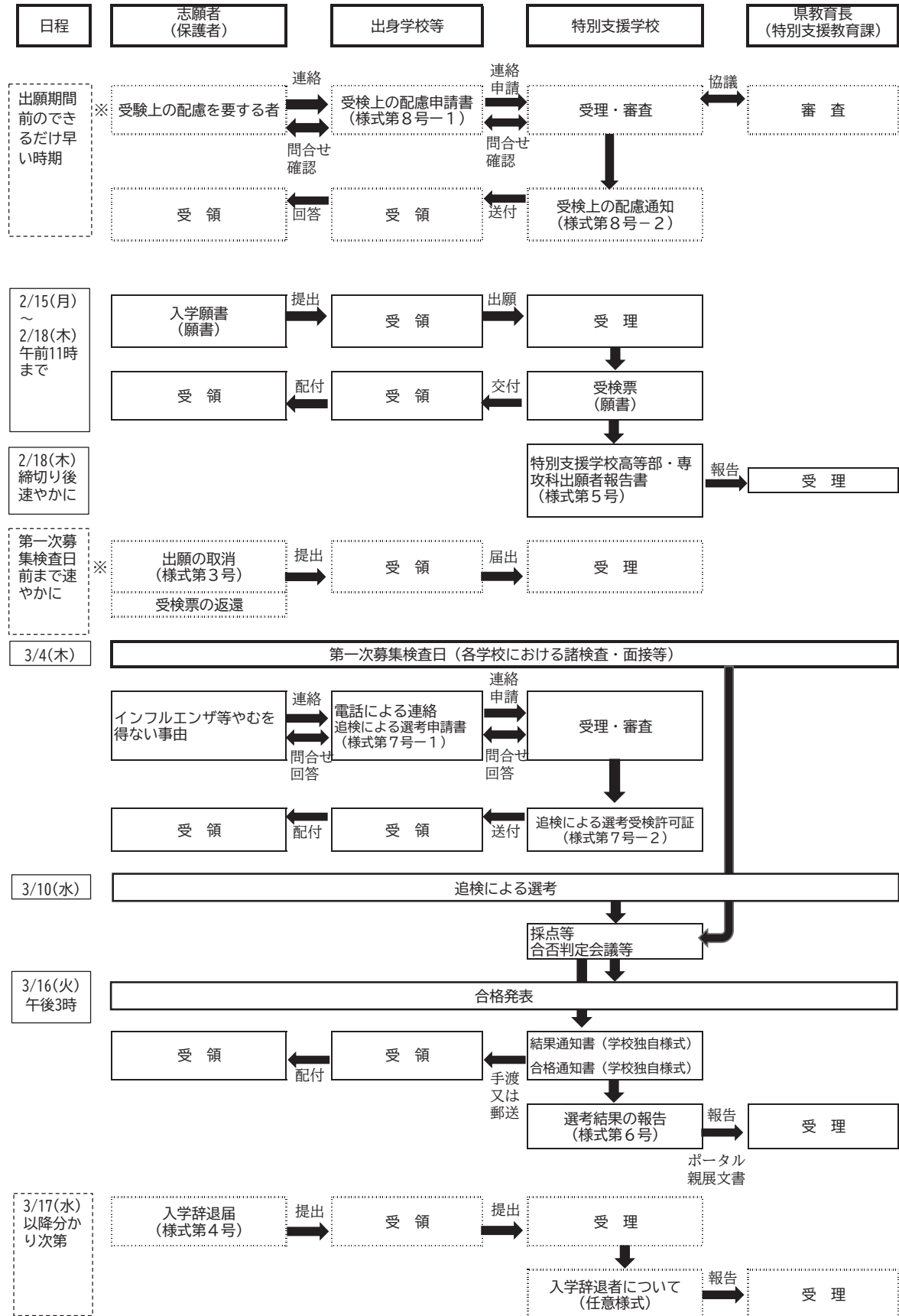
- (1) 選考の実施責任者は、特別支援学校校長及び高等学園校長とする。
- (2) 特別支援学校校長及び高等学園校長は、選考方法等を明記した入学者募集要項を、選考日の2か月前までに、教育長に提出する。
- (3) 選考は、調査書や諸検査等の結果を合わせて総合的に判断する。
- (4) 選考に当たっては、学校ごとに選考委員会を設置し、各学校で定める選考方法に基づいて、公正かつ適切に行う。

2 選考決定後の処理について

- (1) 特別支援学校校長及び高等学園校長は、合格者の発表の後、直ちにポータルメッセージで合格者数（学科別に）を特別支援教育課長に報告する。
- (2) 特別支援学校校長及び高等学園校長は、合否の結果を出身学校長に通知するとともに、出身学校長を通して速やかに本人に通知する。
- (3) 特別支援学校校長及び高等学園校長は、合格者の発表後1週間以内に、学科別合格者名等と選考結果を令和3年度特別支援学校高等部・専攻科／支援学校高等学園選考結果報告書（様式第6号）により教育長に報告する。
- (4) 第二次募集を行う学校にあっては、募集要項等を特別支援教育課長に報告する。

第3 入学者選考に係るフロー図（概要）

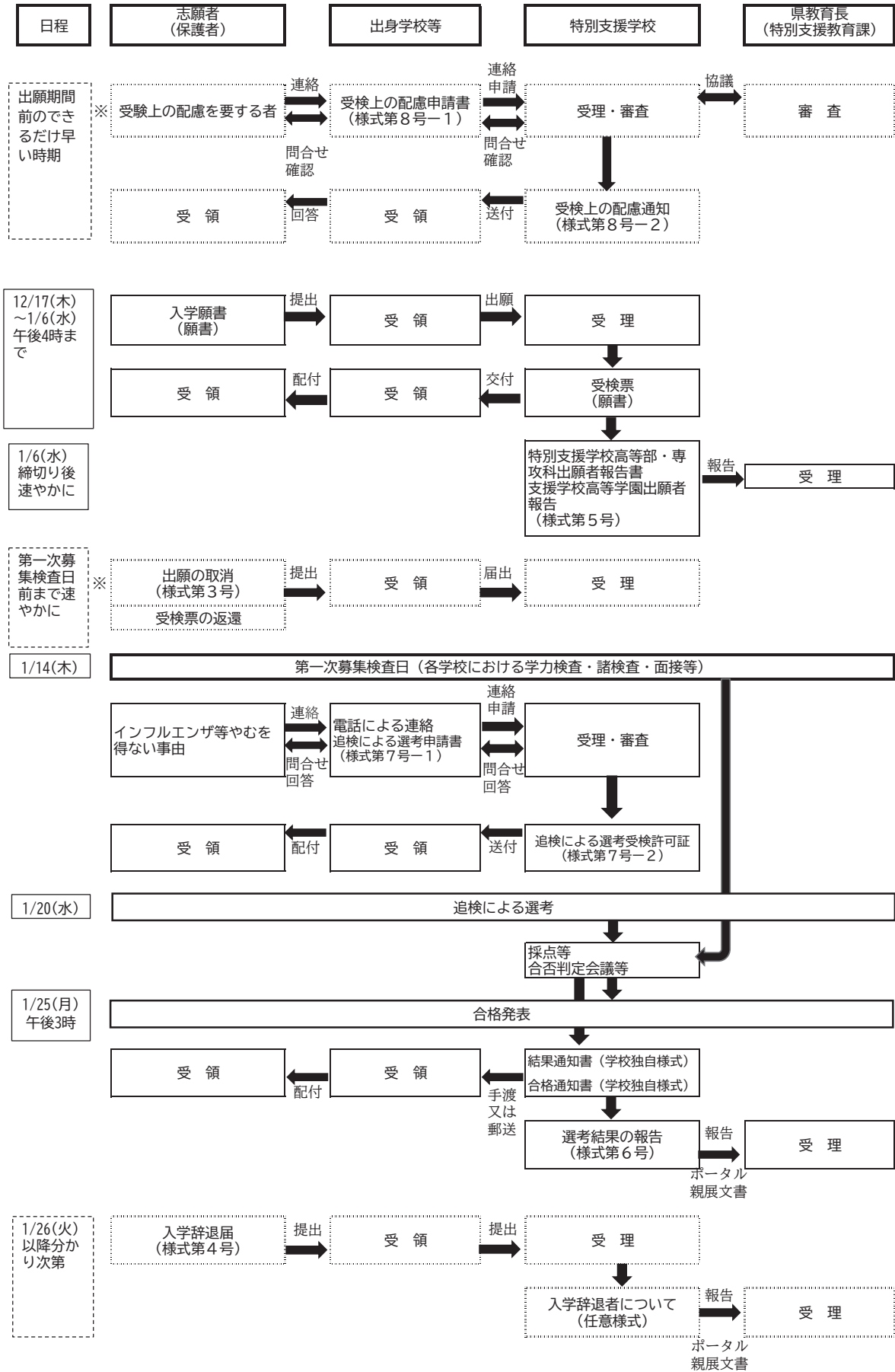
◆第一次募集の流れ（知的障害以外）



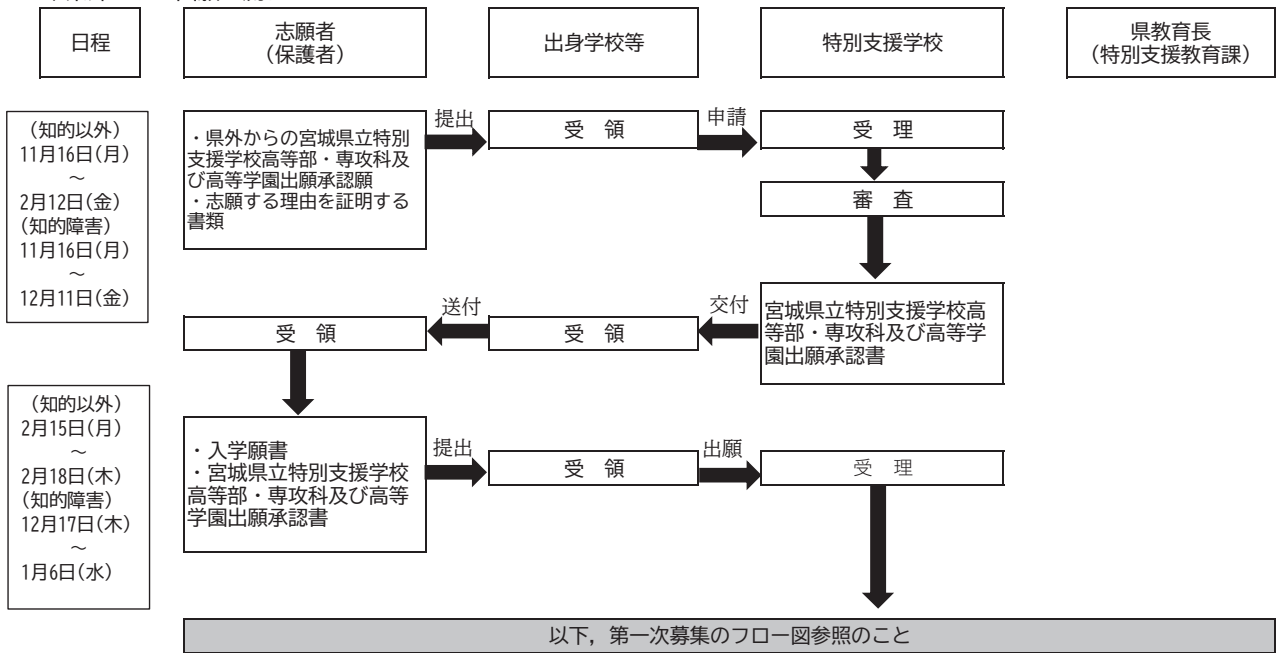
※専攻科受験生の中でやむを得ない事由により本人が直接追検による選考を申請する場合は、様式第7号-3により申請する。

※上記申請を許可した場合は、様式第7号-4により受験生本人に許可証を送付する。

◆第一次募集の流れ（知的障害）（高等学園も同様）



◆県外からの出願の流れ



第4 各種様式一覧

事項	本文ページ	様式		書類名	報告者又は送付者	経由等	最終報告先又は送付先
		番号	ページ				
第一次募集	出願手続		願書	入学願書	志願者	出身学校長	特別支援学校長 高等学園校長
	〃		願書	受検票	特別支援学校長 高等学園校長	出身学校長	志願者
	追検による選考申請		第7号-1 又は3	追検による選考申請書	出身学校長 志願者(専攻科のみ)		特別支援学校長 高等学園校長
	追検による選考許可		第7号-2 又は4	追検による選考受験許可証	特別支援学校長 高等学園校長		出身学校長 志願者
	出願者の報告		第5号	令和3年度特別支援学校高等部・専攻科 ／高等学園出願者報告書	特別支援学校長 高等学園校長		教育長
	選考結果の報告		第6号	令和3年度特別支援学校高等部・専攻科 ／高等学園選考結果報告書	特別支援学校長 高等学園校長		教育長
県外からの出願	出願承認		第1号	県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科／高等学園出願承認願	志願者	出身学校長	特別支援学校長 高等学園校長
	〃			住所に関する証明書 転勤、在勤等を証明する書類	志願者	出身学校長	特別支援学校長 高等学園校長
	〃		第2号	県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科／高等学園出願承認書	特別支援学校長 高等学園校長	出身学校長	志願者
	出願手続		願書	入学願書	志願者	出身学校長	特別支援学校長 高等学園校長
	〃		第2号	県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科／高等学園出願承認書(志願先の特別支援学校長・高等学園校長の承認済のもの)	志願者	出身学校長	特別支援学校長 高等学園校長
その他の様式等	受検上の配慮		第8号-1	受検上の配慮申請書	出身学校長		特別支援学校長 高等学園校長
	〃		第8号-2	受検上の配慮通知	特別支援学校長 高等学園校長		出身学校長
	出願の取消		第3号	宮城県立特別支援学校高等部・専攻科 ／高等学園出願取り消し届	志願者	出身学校長	特別支援学校長 高等学園校長
	入学の辞退		第4号	入学辞退届	志願者		特別支援学校長 高等学園校長

第5 各種様式

(願書)

受付 番号	※	番				
<p>入 学 願 書</p> <p style="text-align:right;">令和 年 月 日</p> <p>宮城県立 ○ ○ 校長 殿</p> <p style="text-align:center;">ふりがな 志願者本人氏名</p> <p style="text-align:right;">(本人署名又は記名押印) 〔 昭和 年 月 日生 〕 〔 平成</p> <p style="text-align:center;">保護者 (又は保証人) 氏名</p> <p style="text-align:right;">(本人署名又は記名押印)</p> <p>貴校 高等部・専攻科 () 科に入学したいので、保護者 (保証人) 連署の上、志願いたします。</p>						
本 人	現住所	〒 (-)				
	在学 (出身) 学 校			昭和		
	特別支援学級種別 (知的, 弱視等を書く)			平成 年 月卒業見込・卒業		
保又 は 護保 証 者人	現住所	〒 (-)				
		電話 () -				
第2志望学科 ()						

割
印

受 検 票

令和3年度宮城県立特別支援学校入学者選考

(※の欄は記入しないこと)

受検 番号	※	番	氏名		生年 月日	昭和 平成 年 月 日
在学 (出身) 学 校	○ ○ 立 ○ ○ 学 校		志願校	※宮城県立○○○○ 高等部・専攻科 () 科		

【様式第1号】

県外からの宮城県立 特別支援学校高等部・専攻科 支援学校高等学園		出願承認願 令和 年 月 日
宮城県立〇〇校長 殿		志願者本人氏名 ふりがな (本人署名又は記名押印) [昭和 年 月 日生] 平成 保護者(又は保証人) 氏名 (本人署名又は記名押印)
下記のとおり、貴校 高等部・専攻科 () 科に入学したいので、出願を承認くださるよう保護者(保証人)連署の上、お願いします。		
記		
本人	現住所	〒 (-)
	在学(出身)学校	
	卒業見込・卒業の年月	昭和 年 月 卒業見込・卒業 平成 令和
	氏名	
保又は保護保証者人	現住所	〒 (-)
	氏名	電話 ()
出願先	宮城県立 部科 () 学科	
理由		
	転居の場合、入学後の本人及び保護者の予定住所	〒 (-)
学校所在地	〒 (-) ○○学校長 氏名 印	
上記のとおり相違ないこと、及び、貴校以外の宮城県内の公立特別支援学校高等部・専攻科、支援学校高等学園及び公立高等学校と併願していないことを証明します。		

- 〈注〉 1 理由は、できるだけ詳細かつ具体的に記入すること。
 2 理由を証明する書類を添付すること。
 3 返信用封筒(返信用切手貼付、あて先明記)を同封すること。

【様式第2号】

県外からの宮城県立 特別支援学校高等部・専攻科 出願承認書
支援学校高等学園

令和 年 月 日付けで申請のありました下記の者の、本校出願について承認します。

記

氏 名	
生 年 月 日	昭和 年 月 日 生 平成
在 学 (出 身) 学 校	立 学校
出 願 部 (科) ・ 学 科	部 (科) 学科
理 由	
令和 年 月 日	
	宮城県立 ○ ○ 校長 印

〈注〉 理由は、転勤・転居のように明記する。

【様式第3号】

宮城県立 特別支援学校高等部・専攻科 出願取消し届
支援学校高等学園

令和 年 月 日

宮城県立 ○ ○ 校長 殿

○ ○ 学 校

校 長 印

下記の者は、貴校に出願しましたが、これを取り消しますので、お届けします。

記

出願した部（科）・学科	氏 名

【様式第4号】

入 学 辞 退 届

令和 年 月 日

宮城県立 ○ ○ 校長 殿

出願者氏名

(本人署名又は記名押印)

保護者（又は
保証人）氏名

(本人署名又は記名押印)

貴校の 高等部・専攻科 に合格しましたが、都合により入学を辞退しますので、
お届けします。

【様式第5号】

令和3年度特別支援学校高等部・専攻科
支援学校高等学園

出願者報告書

令和 年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

〇 〇 学 校

校 長

印

本校高等部・専攻科を出願した者は、下記のとおりです。

記

受 検 番 号	出願部(科)・学科	氏 名	出 身 学 校 名	備 考

〈注〉備考欄には、県外からの出願者の場合、県名を記入する。

【様式第6号】

令和3年度特別支援学校高等部・専攻科
支援学校高等学園

選考結果報告書

令和 年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

〇 〇 学 校

校 長

印

本校高等部・専攻科の選考結果は、下記のとおりです。

記

1 名 簿

受 検 番 号	合格部（科）・ 学科	出願部（科）・ 学科	氏 名	出身学校名	合否	備 考

（注）備考欄には、県外からの出願者の場合、県名を記入する。

2 選 考 状 況

追 検 に よ る 選 考 申 請 書

令和 年 月 日

_____ 学校長 殿

_____ 学校

校長 _____

公印

選考日を欠席した下記の者について，追検による選考の受検を申請します。

記

受検者氏名	受検番号		氏 名	
欠席した検査等	1 諸検査（学力検査を含む） 2 面接			
事 由	(イ) インフルエンザ等の感染症などへの罹患又はその症状 (ロ) その他やむを得ない事由 (該当するものに○を付けてください)			
	具体的事由 			

※ 事由（イ）の場合，診断書等を添付すること。

※ 事由（ロ）の場合，出身学校長が欠席の事由を具体的に記載すること。

追 検 に よ る 選 考 受 検 許 可 証

令和 年 月 日

校長 殿

学校長 公印

令和 年 月 日付けで申請のありました下記の受検者について、追検による選考の受検を許可します。

記

受検者氏名	受検番号		氏 名	
-------	------	--	-----	--

【注】 追検による選考当日は、受検票と追検による選考受検許可証を受付で提示してください。

追 検 に よ る 選 考 申 請 書

令和 年 月 日

_____ 学校長 殿

受検番号・受検者氏名 _____
(本人署名または記名押印)

選考日を下記の事由により欠席しましたので、追検による選考の受検を申請します。

記

欠席した検査等	1 諸検査（学力検査を含む） 2 面接
事 由	(イ) インフルエンザ等の感染症などへの罹患又はその症状 (ロ) その他やむを得ない事由 (該当するものに○を付けてください)
	具体的事由

- ※ 事由（イ）の場合，診断書等を添付すること。
- ※ 事由（ロ）の場合，欠席の事由を具体的に記載すること。

追 検 に よ る 選 考 受 検 許 可 証

令和 年 月 日

(受検者氏名) _____ 殿

_____ 学校長 公印

令和 年 月 日付けで申請のありましたことついて、追検による選考の受検を許可します。

記

受検者氏名	受検番号		氏 名	
-------	------	--	-----	--

【注】 追検による選考当日は、受検票と追検による選考受検許可証を受付で提示してください。

【様式第8号-1】

受検上の配慮申請書			
令和 年 月 日			
_____ 校長 殿			
_____ 学校			
校長 _____ 公印			
下記のとおり，学力検査・諸検査・面接等の受検上の配慮をお願いします。 記			
ふりがな 氏 名		生年月日	昭和 年 月 日生 平成
出願学科等	部科 () 科	受検番号	※
在学(出身)学校		卒業見込 (卒業)の年月	昭和 年 月卒業見込 平成 卒業 令和
配慮の内容	海外帰国者等 身体上のこと等 () その他 ()		
配慮の希望事	施設面		
	検査方法		
	その他		
配慮が必要な理由			

- <注> 1 「受検番号」の欄については，記入しないこと。
- 2 「配慮の内容」の欄については，該当する項目を で囲み，() 内には，その具体的な内容を記入すること。
- 3 配慮の希望事項の記入について
- (1) 施設面については，検査会場における検査室，座席等の希望を記入すること。
 - (2) 検査方法については，拡大文字での検査，漢字へのルビ，検査時間の延長等の希望を記入すること。
 - (3) その他については，特別な器具の持込や薬の服用など，上記(1)(2)以外の配慮を希望する場合に記入すること。
 - (4) 「配慮の希望事項」の欄は，受検上の配慮に関する記入欄であり，選考に関する配慮等については記入しないこと。
- 4 出身学校長は，配慮申請の妥当性を示す資料（診断書，出身学校での生活の様子や配慮した内容等を記載した添書など）を添付して，志願先特別支援学校長及び高等学園校長に提出すること。

受検上の配慮通知

令和 年 月 日

校長 殿

校長 公印

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

志願者氏名		受検番号	
志願学科等	部科 () 科		
配慮事項について			

VI 令和3年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園入学者募集要項

学校名	部科	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	選考方法	選考日	合格発表日
視覚支援学校	高等部	普通科	3	11	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の視覚障害がある者で、令和3年3月末日までに、中学校、特別支援学校（視覚障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者	入学願書 特別支援学校長が指定した書類	令和3年 2月15日 (月) から 2月18日 (木) 午前11時まで	出願書類 諸検査 (学校ごとに定める) 面接	令和3年 3月4日 (木) ※追検による 選考日 令和3年 3月10日 (水)	令和3年 3月16日 (火) 午後3時
		保健医療科		8						
聴覚支援学校	高等部	産業工芸科	3	8	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の聴覚障害がある者で、令和3年3月末日までに、中学校、特別支援学校（聴覚障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					
		機械システム科		8						
		被服科		8						
		理容科		8						
聴覚支援学校	専攻科	産業工芸科	2	8	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の聴覚障害がある者で、令和3年3月末日までに、高等学校、特別支援学校（聴覚障害）高等部を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校後期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					
		機械システム科		8						
		被服科		8						
		理容科		8						
船岡支援学校	高等部	普通科	3	23	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の肢体不自由がある者で、令和3年3月末日までに、中学校、特別支援学校（肢体不自由）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					
西多賀支援学校 (病弱)	高等部	普通科	3	17	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の病虚弱である者で、令和3年3月末日までに、中学校、特別支援学校（病弱）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					
山元支援学校 (病弱)	高等部	普通科	3	3	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の病虚弱である者で、重度重複障害（療育手帳A又は身体障害者手帳1級相当に該当）があり、令和3年3月末日までに、中学校、特別支援学校（病弱）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					

学校名	部科	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	選考方法	選考日	合格発表日
光明支援学校	高等部	普通科	3	31	<p>学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害（※1）がある者で、令和3年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者</p> <p>（※1） 「学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害」 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。</p>	入学願書 特別支援学校長が指定した書類	令和2年12月17日（木）から 令和3年1月5日（火）午後4時まで	出願書類 諸検査（学校ごとに定める） 面接 観察	令和3年1月14日（木） ※追検による選考日 令和3年1月20日（水）	令和3年1月25日（月） 午後3時
石巻支援学校	高等部	普通科	3	27						
気仙沼支援学校	高等部	普通科	3	19						
名取支援学校	高等部	普通科	3	27						
角田支援学校	高等部	普通科	3	22						
迫支援学校	高等部	普通科	3	19						
金成支援学校	高等部	普通科	3	19						
古川支援学校	高等部	普通科	3	19						
山元支援学校（知的障害）	高等部	普通科	3	27						
利府支援学校	高等部	普通科	3	17						
小松島支援学校	高等部	普通科	3	22						
西多賀支援学校（知的障害）	高等部	普通科	3	3	知的障害のある重度重複障害者（療育手帳Aかつ身体障害者手帳1級相当に該当する者。）で、令和2年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					

学校名	部科	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	選考方法	選考日	合格発表日
岩沼高等学園	高等部	産業技術科	3	40	知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者で、令和3年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者	特別支援学校長が指定した書類	令和2年12月17日（木）から 令和3年1月5日（火）午後4時まで	出願書類 諸検査（学校ごとに定める。ただし、学力検査問題は、宮城県教育委員会で定める。） 面接 観察	令和3年1月14日（木） ※追検による選考日 令和3年1月20日（水）	令和3年1月25日（月） 午後3時
岩沼高等学園 川崎キャンパス	高等部	産業技術科	3	8						
小牛田高等学園	高等部	普通科	3	24						
女川高等学園	高等部	産業技術科	3	24						

高等学園の学力検査の日程は、次の表のとおりとする。

時間		9:30		10:15		10:35		11:20	
月	日	諸注意等		(1) 国語		休憩		(2) 数学	
1月14日	(木)								

他の諸検査等は各学校の日程による

<留意事項>

- イ 中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、特別支援学校（知的障害）（高等学園を含む）を志願する場合は、特別支援学級（知的障害）在籍が条件である。
- ロ ただし、中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、通常の学級又は特別支援学級（知的障害以外）に在籍している場合は、知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）又は市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添付することにより受検を可とする。
- 上記の宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園を志願する者は、原則として事前に教育相談を受けること。
※ 詳しい内容については、各学校に照会すること。
- 出願できる特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園は一つの学校に限るものとする。出願した学校に合格した場合には、公立高等学校の第一次募集及び公立特別支援学校の第二次募集を併願することは認めない。また、第二次募集で合格した場合は、他の公立学校に出願することはできない。
- 特別支援学校高等部及び支援学校高等学園に出願できる者は、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部及び支援学校高等学園のいずれにも在学していない者とする。

Ⅶ 宮城県立特別支援学校（高等部設置校）一覧

学 校 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
視 覚 支 援 学 校	〒 980-0011	仙台市青葉区上杉6-5-1	022-234-6333
聴 覚 支 援 学 校	〒 982-0001	仙台市太白区八本松2-7-29	022-248-0648
船 岡 支 援 学 校	〒 989-1605	柴田郡柴田町船岡南2-3-1	0224-54-2213
西 多 賀 支 援 学 校	〒 982-0805	仙台市太白区鉤取本町2-11-17	022-245-1183
光 明 支 援 学 校	〒 981-3213	仙台市泉区南中山5-1-1	022-379-6555
石 巻 支 援 学 校	〒 986-0861	石巻市蛇田字新立野410-1	0225-94-0202
気 仙 沼 支 援 学 校	〒 988-0141	気仙沼市松崎柳沢216-7	0226-24-3019
名 取 支 援 学 校	〒 981-1242	名取市高館吉田字東真坂6-11	022-384-6161
角 田 支 援 学 校	〒 981-1503	角田市島田字御蔵林24-1	0224-63-2555
迫 支 援 学 校	〒 987-0513	登米市迫町北方字大洞59-10	0220-22-9484
金 成 支 援 学 校	〒 989-5171	栗原市金成沢辺小崎87-1	0228-42-2211
古 川 支 援 学 校	〒 989-6203	大崎市古川飯川字熊野87	0229-26-2338
山 元 支 援 学 校	〒 989-2202	亶理郡山元町高瀬字合戦原100-2	0223-37-0518
利 府 支 援 学 校	〒 981-0123	宮城郡利府町沢乙字向山26	022-356-5675
小 松 島 支 援 学 校	〒 981-0906	仙台市青葉区小松島新堤2-1	022-725-3616
岩 沼 高 等 学 園	〒 989-2455	岩沼市北長谷字豊田1-1	0223-25-5332
岩沼高等学園川崎キャンパス	〒 989-1501	柴田郡川崎町前川字北原25	0224-87-6571
小 牛 田 高 等 学 園	〒 987-0005	遠田郡美里町北浦字船入1	0229-32-2112
女 川 高 等 学 園	〒 986-2231	牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神60-3	0225-50-1088

令和2年度学校の校庭等における空間放射線量率測定結果について

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴って放出された放射性物質による県内の学校等への影響については、平成25年度までの測定により、空間放射線量率 $0.23\mu\text{Sv/h}$ *以上の施設がなくなったことを確認していますが、その後の状況を確認するため、今年度も引き続き同様の測定を行ったところ、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の施設はみられませんでした（8年連続）。なお、測定の概要については、下記のとおりです。

* $0.23\mu\text{Sv/h}$ ：年間の追加被ばく線量 1mSv に相当する1時間当たりの空間放射線量率、除染を実施する目安。

記

- 1 測定期間 令和2年6月から9月上旬までの間
- 2 測定施設 県内各市町村の幼稚園、小・中学校、高等学校及び保育所等の1,381施設を測定したもの。

<内訳>	測定実施施設数	1,381施設
うち 幼稚園	118	施設
小学校	344	施設
中学校	173	施設
高等学校	86	施設
中等教育学校	1	施設
特別支援学校	27	施設
保育所等	600	施設
その他	32	施設
- 3 測定方法 原則として、幼稚園、小学校、保育所及び特別支援学校は地上高 0.5m 、それ以外は地上高 1m で測定。各学校等の校庭・園庭における5地点の平均を算出した。
- 4 測定機器 県が各市町村に配備した放射線測定機器（NaIシンチレーション式サーベイメータ及び簡易型放射線測定器）のほか、各市町村や施設で独自に整備した測定機器により測定した。
- 5 結果の概要 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の施設はみられなかった。
最大値は $0.14\mu\text{Sv/h}$ 、平均値は $0.05\mu\text{Sv/h}$ であった。
詳細は裏面のとおり。

結 果

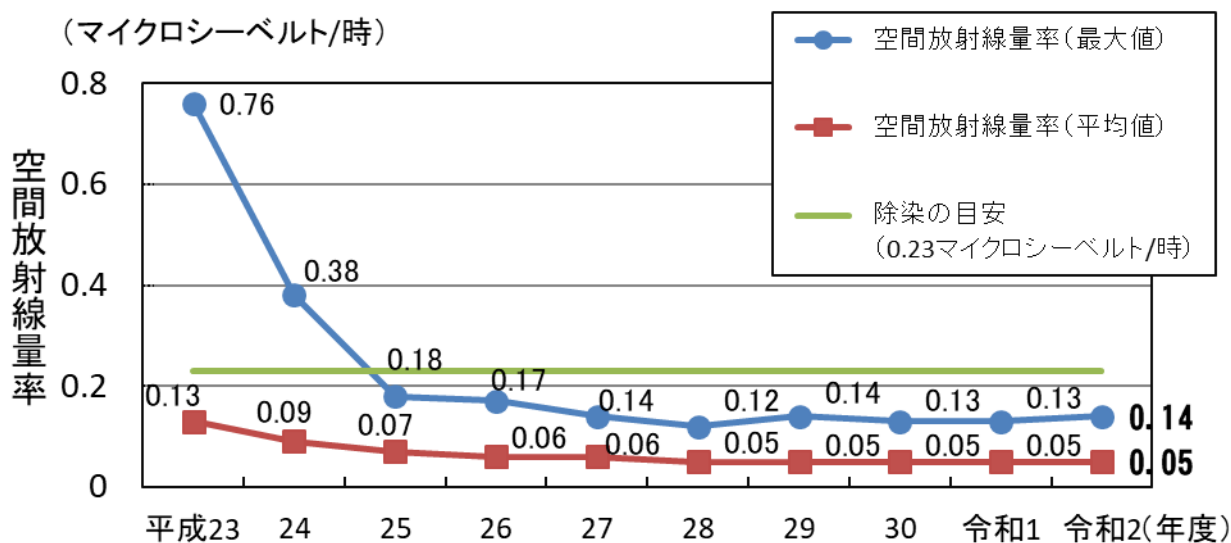
(1) 測定結果

① 昨年度に引き続き、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の施設はみられなかった。

	平成23年度	平成24年度	平成25～令和2年度*
$0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の施設数	164施設 (10.1%)	29施設 (1.8%)	0施設 (0%)

※平成25年度以降も毎年度測定し、全ての施設で $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回った。

② 最大値は $0.14 \mu\text{Sv/h}$ 、平均値は $0.05 \mu\text{Sv/h}$ と、昨年度と同程度であった。天候等の測定条件や測定位置によって測定結果は変動するものの、除染実施の目安に比べると、十分に低い値が維持されている。



▲ 空間放射線量率の推移

(2) その他

- ・市町村ごとの平均値等は別紙のとおり
- ・各学校等の測定結果の詳細は、「みやぎ原子力情報ステーション」(<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/school/>)で公表予定

<担当・連絡先>

放射線等の測定全般に関すること	環境生活部 原子力安全対策課 事故被害対策班 担当 須藤 内線2340
私立学校に関すること	総務部 私学・公益法人課 学事班 担当 熊谷 内線2264
保育所等に関すること	保健福祉部 子育て社会推進室 保育支援班 担当 小野 内線2529
公立学校等に関すること	教育庁 スポーツ健康課 学校安全・防災チーム 担当 安田 内線3669

令和2年度学校の校庭等における空間放射線量率測定結果

市町村名		令和2年度		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育 特別支援学校	保育所等						その他	合計		
		平均 (μ Sv/h)	最大 (μ Sv/h)						保育所	へき地保育所	児童館	子育て拠点施設	認可外保育施設	認定こども園			計	
仙台市	市立小・中学校	0.04	0.07		119	66											185	
	その他学校	0.04	0.10		1	1	24	1	8								35	
	保育所等	0.04	0.14							113		99		38	15	265	265	
	幼稚園	0.05	0.06	7													7	
石巻市		0.06	0.10	2	7	2	8		1	20					2	22	42	
塩竈市		0.04	0.05	8	7	5	1		1	8		1				9	31	
気仙沼市		0.05	0.08	9	14	11	4		1	13		3		4	1	21	60	
白石市		0.09	0.10	3	10	5	2			8		2				10	30	
名取市		0.05	0.10	3	11	5	4		2	9	5	10			2	26	51	
角田市		0.06	0.08	4	8	3	2		1	1		6		1		8	2	28
多賀城市		0.04	0.12	6	6	4	3			16		2			1	19	1	39
岩沼市		0.06	0.09	4	4	4	1		1	11		3		4		18	1	33
登米市		0.04	0.06	10	22	10	3		1	26				3	7	36		82
栗原市		0.05	0.10	11	12	6	4		2	7				1		8		43
東松島市		0.05	0.08		7		2			8						8		17
大崎市		0.04	0.11	16	29	11	9		1	42	1	1	3		4	51	24	141
富谷市		0.03	0.03				1		1									2
蔵王町		0.06	0.08	3	5	3	1			2		5		2		9		21
七ヶ宿町		0.08	0.09		1	1	2			1						1		5
大河原町		0.06	0.09	1	3	2	2			5			1			6		14
村田町		0.05	0.07	2	2	2	1			1		1				2		9
柴田町		0.05	0.07	5	6	3	1		1	3		2				5	2	23
川崎町		0.04	0.05	1	4	2	1		1						1	1		10
丸森町		0.08	0.14		9	1	1			1	1	1			2	5		16
亘理町		0.05	0.08	1	6	4	1			10		3				13		25
山元町		0.05	0.07	2	4	2			1	1					1	2		11
松島町		0.05	0.07	3	3	1	1			3		1				4		12
七ヶ浜町		0.04	0.04	4	3	2				1			1			2		11
利府町		0.04	0.06		6	3	1		1									11
大和町		0.05	0.07	2	6	2	1			5		8				13		24
大郷町		0.04	0.04		1	1									1	1		3
大衡村		0.04	0.05		1	1				2		1			1	4		6
色麻町		0.05	0.06	1	1	1	1			2						2		6
加美町		0.05	0.06	3	8	3	1			1					5	6		21
涌谷町		0.04	0.06	4	3	1				2		1				3	1	12
美里町		0.04	0.06	3	6	3	2		2	3		4		7		14		30
女川町		0.06	0.07		2	2			1	2						2	1	8
南三陸町		0.05	0.07		7		1			4						4		12
県全体		0.05	0.14	118	344	173	86	1	27	331	7	154	5	60	43	600	32	1,381